

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県職業訓練所規則の一部改正
建築士法施行細則の一部改正
- ◇告示 牛馬の炭を予防注射の実施
家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設
- ◇公告 森林区実施計画実行調査委託要綱の一部改正
一時保護をした児童の所持していた金品の返還

規則

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年九月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十二号

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則
鳥取県職業訓練所規則(昭和三十三年七月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

鳥取県職業訓練所一覽表

訓練所の名称	設置場所	訓練職種	訓練期間	訓練定員
鳥取県鳥取職業訓練所	鳥取市	機 械 工 自動車整備工 木 工	一箇年	四五
			"	四〇 (前期二〇 後期二〇)
			"	三〇

鳥取県米子職業訓練所

米子市

洋服工

四〇 (前期二〇 後期二〇)

大工

三〇

木工

三〇

洋裁工

三〇

自動車整備工

三〇

自動車整備工

三〇

経理事務員

三〇

自動車整備工(夜間)

三〇

経理事務員(夜間)

三〇

木工

三〇

内燃機関整備工

三〇

経理事務員(夜間)

三〇

一四職種

四五五

鳥取県倉吉職業訓練所

倉吉市

三箇所

計

四五五

第二号様式を次のように改める。
第二号様式

第 号

修了証書

本籍 都道府県名

氏

年 月 日生

右の者は、当所において(訓練職種名)の教科を修了したことを証する。

年 月 日

鳥取県 職業訓練所長 氏 名 印

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年九月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「(以下「法」という。)」を「(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)」に改める。

第一条の二中「建築士法施行規則」の下に「(昭和二十五年建設省令二十八号)」を加える。

第十条第二項を次のように改める。

2 二級建築士試験において、前項各号に掲げる科目のうち、一科目以上の科目に合格点を得た者については、その試験の後に行われる最初の四回の二級建築士試験において、その合格点を得た科目の試験を免除する。

但し、病気その他の事故により最終回(第五回目)の試験を受けることができない者で、知事がやむを得ない理由があると認められたものについては、その試験の次回(第六回目)に行われる二級建築士試験を受ける場合において、前前回までに合格点を得た科目の試験を免除する。

第十四条第二項中「同時に三科目又は四科目」を「一科目以上」に改める。

第十九条中「知事または知事の指名したものを」「知事又は知事の指名した者」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年年度の二級建築士試験から適用する。

2 昭和三十三年年度の二級建築士試験において、三科目又は四科目の科目に合格点を得て昭和三十三年年度に受験した者については、その後引き続き行われる三回の試験を受ける場合に限り、その合格点を得た科目の試験を免除する。

告示

鳥取県告示第四百十四号

次のように炭そ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年九月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 炭そ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛、馬。ただし、生後四箇月以内並びに分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
炭そ第二予防液皮内注射法

別表

実施月日 実施区域 実施場所

九月十六日	気高郡気高町浜村	浜村家畜保健衛生所
” 十七日	” 鹿野町鹿野	鹿野家畜検査場
” 十八日	” 小鷲河	小鷲河”
” 十九日	” 気高町逢坂	逢坂”
” 二十四日	” 鹿野町勝谷	勝谷”
” 二十五日	” 気高町瑞穂	瑞穂”
” 二十六日	” 宝木	宝木”

鳥取県告示第四百十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条及び同法第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与え、及び家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十三年九月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

家畜人工授精師免許の部

免許番号

家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類

住

所

氏名

家畜人工授精所開設許可の部

許可番号

家畜人工授精所の名称

住

所

氏名

四六〇	牛	鳥取市野坂二三〇番地	田中初男
四六一	”	八頭郡大字智頭一、九八六番地	国岡辰雄
四六二	”	気高郡青谷町藏内三四〇番地	片岡立身
四六三	”	大字澄水一九七番地	長谷川清人
四六四	”	西伯郡伯仙町尾高八九六番地	花田誠
四六五	めん、山羊	日野郡高宮村阿毘縁一五〇七番地	藤森寿明

一四六	川上家畜人工授精所	日野郡江府町大字美用一、二二三番地	川上清
-----	-----------	-------------------	-----

鳥取県告示第四百十六号

森林区実施計画実行調査委託要綱（昭和三十年九月鳥取県告示第四百五十三号）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年九月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一条中「森林区実施計画実行に必要な」の下に「立木伐採許可申請林分、立木伐採届出林分及び立木例外伐採林分の適否判定」を加える。

第五条中「完了届（第二号様式）を、」を「完了届（第二号様式）に調査総括表（第六号様式）を添え、」に改める。

第七条第一号イ中「林小班」の下に「、施業番号」を加え、同条同号ロを次のように改める。

(イ) 森林の種類

(1) 許可申請林については普通林、制限林別とし、制限林についてはその名称。ただし、保安林ではその種類。

(2) 届出林分については普通林、公有林（公有林経

営計画で定められたもの）別とし、公有林のなかに制限林のある場合にはその名称。ただし、保安林ではその種類。

同条第二号ロの1及び2を次のように改め、2の次に(3)を加える。

(1) 許可申請林分は、全林毎木調査法によるものとする。ただし、精度が期待できる場合には標準地毎木調査法によることができる。この場合、森林の面積に対する標準地の数及び大きさは、別表(1)による。

(2) 届出村分は、標準地毎木調査法によるものとする。この場合、森林の面積に対する標準地の数及び大きさは別表(2)による。

(3) 例外伐採林分は、次の方法による。

a 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十八条第一号の規定により伐採した場合には、当該森林に隣接する類似の森林を調査して単位面積当材積を算出し、これに当該森林の総面積を乗じて総材積を推定するか、又は当該森林の伐根から

胸高直径及び樹高を推定し、単木材積を求めて総材積を推定する。

b 同法、同条第一項第二号の規定により許可をしない場合には、(1)の許可申請林分の場合に準じて調査する。

第二号様式、第四号様式及び第五号様式中面積単位の「町」を「ヘクタール」に改める。
第三号様式を次のように改める。

(裏)

0.01ha $(\frac{1}{600})$	実測図	縮尺 $\frac{1}{1,000}$	0.01ha $(\frac{1}{1,000})$
← 10m →			← 10m →
← 50m →			← 50m →
0.25ha $(\frac{1}{5,000})$			0.25ha $(\frac{1}{3,000})$

実測材積	直径級 区分	本数	樹高	材積	計	備考 ($V = \frac{\text{標準地内材積}}{\text{標準地面積}} \times \text{全林面積}$)

◎ 標準地調査による場合はこれを記載し、備考欄で全林の材積を算出する。

第三号様式(表)

立木伐採許可申請届出森林調査表(野帳)
例外伐採

森林区林小班施業番号
No. _____

区分	市郡町村	大字	小字	地番	氏名				
森林の所在地									
森林所有者 住所氏名									
申請者 住所氏名									
森林の種類	1 普通林(許可、届出) 2 制限林(種類) 3 公有林								
伐採適否 判定調査	区分	樹種	林令級	主間伐別	伐採種	面積	材積	ha当伐採材積	備考
	申請届出内容			主伐 間伐	皆伐 皆外	ha	m ³	m ³	
森林簿									
実査				主伐 間伐	皆伐 皆外				
実査年月日 及調査者氏名	昭和 年 月 日 森林組合技師員 印								
※ 調査及び 伐採に對 する意見									
※ 伐採照 査	実査	伐採面積	伐採材積	備考					
	内容	ha	m ³						
実査年月日 及調査者氏名	昭和 年 月 日 林業改良指導員								

◎ 必要箇所は○印でかこみ、森林組合は※印の箇所には記入しないこと。

公 告

次の金品は、児童福祉法第三十三条により一時保護を加えた児童の所持していたものであるがこの金品について返還請求権を有する者は、公告の日から一年以内に申し出られたい。

昭和三十三年九月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

金品名称	種 類	数量(金額)	形 状	児童が金品を所持するに至つた理由
現 金		四九〇円		昭和三十三年十月二十八日午後十時頃米子市立町地内道路上自動車に積んであつた所有者不明の一瓶詰醤油七本を児童三人が共謀窃取したものである。なお児童の所持する金品の取扱要領第六条により換価処分にしたもの。
"	一〇〇円 一〇〇円 一円	三二五円	"硬札 貨	昭和三十三年十二月三日午後二時頃米子市西部勤労者消費生活協同組合内において住所氏名不詳の女が持つていた手提カゴの中から某児童が窃取したものである。
"	一〇〇円 六枚	六〇〇円	札	昭和三十三年一月二十二日正午頃米子市西部生協組合内において住所氏名不詳の女の手提カゴの中から某児童が窃取したものである。

昭和四年四月十五日第三種郵便 認可

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町